

# 赤字解消・激変緩和措置計画(市町村名)

都道府県名	保険者番号	保険者名
大阪府	24	門真市

## I. 赤字の発生状況

### I-(1) 法定外繰入金の状況

様式5 平成28年度 国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。  
 ※納掛は、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入

決算補填等目的のもの						保険者の政策によるもの				小計
保険料の収納不足のため	累積赤字補填のため	医療費の増加	後期高齢者支援金等	公債費等、借入金利息	高額療養費貸付金	保険料(税)の負担緩和を図るため	地方単独の保険料(税)の軽減額	任意給付に充てるため		
① (円)	② (円)	③ (円)	④ (円)	⑤ (円)	⑥ (円)	⑦ (円)	⑧ (円)	⑨ (円)	①~⑨ (円)	
0	197,391,694	0	0	0	0	0	0	0	197,391,694	

※その他は、理由別に区分けて貼付してください。

決算補填等以外の目的											小計	合計
保険料(税)の減免額に充てるため	地方単独事業の医療給付費波及増等	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納税報奨金(納付組織交付金等)	基金積立	返済金	その他 一部負担金の減免額の補填	その他 多子世帯支援奨励金	その他 (解消すべきもの)	その他		
⑩ (円)	⑪ (円)	⑫ (円)	⑬ (円)	⑭ (円)	⑮ (円)	⑯ (円)	⑰ (円)	⑱ (円)	⑲ (円)	⑳ (円)	⑩~⑳ (円)	㉑=①~⑳ (円)
137,608,306	23,375,394	0	0	0	0	0	0	0	0	0	160,983,700	358,375,394

(千円)	
(A) 解消すべき法定外繰入金(国定義) ①~⑨	197,392
(B) 解消すべき法定外繰入金(大阪府定義) ①,③~⑨,⑩,⑭,⑮,⑰~⑲	137,608

【確認事項】赤字がある場合で、平成30年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。

- 確実に赤字を解消する見込み(赤字解消計画の策定をしない)。  
 赤字を解消する見込みが不明または困難(計画を策定する)。

### I-(2) 繰上充用金の新規増加額(C)

繰上充用金	平成27年度		平成28年度		(C) 新規増加額
		1,746,623	1,234,341		0

H28事業年報の数値に合わせてください。

### I-(3) 赤字額

		(千円)
国定義	(D)=(A)+(C)	197,392
大阪府定義	(E)=(B)+(C)	137,608

### I-(4) 赤字の原因

低所得者が多く加入する本市国民健康保険事業は、収納率の低迷や医療技術の高度化等に伴う医療費の増加により、平成18年度末時点で累積赤字額が58億5,451万円にのぼり、これを解消するため、門真市財政健全化計画(案)第1次改訂版に基づき、平成19年度から累積赤字補填分、市独自減免分についての一般会計からの繰入を開始している。  
 また、平成24年度には、平成24年度から令和3年度までを計画期間とする門真市国民健康保険事業特別会計赤字解消計画を策定し、収納対策の強化等による歳入の確保及び医療費適正化対策の推進等による歳出の抑制に努めるとともに、一般会計からの計画的な繰入により累積赤字の解消を図っているが、未だ解消に至っていない。

## II. 赤字の解消計画

### II-(1) 赤字解消のための基本方針

- 1 累積赤字補填分の法定外繰入については、門真市国民健康保険事業特別会計赤字解消計画に基づき、早期の累積赤字の解消を目指し実施した結果、計画よりも1年早く、令和2年度において解消できた。
- 2 保険料減免分の法定外繰入については、激変緩和措置期間内(令和6年度)においての解消を目指し、市独自の保険料減免を段階的に縮小し実施した結果、令和2年度に解消できた。

### II-(2) 赤字解消のための具体的取組

- 1 赤字解消計画に基づき、収納対策の強化等による歳入の確保、医療費適正化に向けた取組等によるインセンティブの確保、及び災害等臨時特別補助金や特別調整交付金等できる限りの歳入確保に努めた結果、令和2年度において解消できた。
- 2 保険料の減免基準を段階的に改定し、保険料減免額を縮減した結果、令和2年度に解消できた。

### II-(3) 赤字解消の年次計画 (総括表 国定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	1,644	425	195,323	0	0	0	197,392
	-	0.83%	0.22%	98.95%				100.00%
残額	197,392	195,748	195,323	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額	-							0
解消予定額(率)	-							
残額	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	1,644	425	195,323	0	0	0	197,392
	-	0.83%	0.22%	98.95%				100.00%
残額	197,392	195,748	195,323	0	0	0	0	0

### (総括表 大阪府定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	48,356	14,575	74,677	0	0	0	137,608
	-	35.14%	10.59%	54.27%				100.00%
残額	137,608	89,252	74,677	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額	-	0	0	0	0	0	0	0
解消予定額(率)	-							
残額	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	48,356	14,575	74,677	0	0	0	137,608
	-	35.14%	10.59%	54.27%				100.00%
残額	137,608	89,252	74,677	0	0	0	0	0

### Ⅲ. 激変緩和措置計画

#### Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針

標準保険料率に基づく保険料は、応益割に係る保険料賦課割合が大きくなることにより、所得の少ない世帯の保険料が大きく増加することが見込まれることから、本市においては、保険料の急激な変化を抑えるために、激変緩和措置を講じる必要がある。そのため、府の公費による保険料賦課総額の引き下げ及び、賦課割合の段階的な変更による市独自の激変緩和措置に基づき、保険料率を算定し、令和6年度に統一する。  
 保険料減免については、減免基準を段階的に改定し、令和6年度に統一する。  
 その他の項目については、府の統一基準と同一のため、平成30年度から統一する。

#### Ⅲ-(2)激変緩和の年次計画

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
1	保険料・税区分	料	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	府統一基準と同一のため、平成30年度から統一。	
2	保険料率 (医療)	所得割(割合)	8.81%(50.0%)	8.51%(48.9%)	8.75%(47.9%)	9.05%(46.9%)	9.13%(46.0%)	9.05%(45.0%)	9.31%(44.3%)	統一	府の公費による保険料賦課総額の引き下げ及び、賦課割合の段階的な変更による市独自の激変緩和措置に基づき、保険料率を算定し、令和6年度に府の統一基準に合わせる。
		均等割(割合)	25,260円(35.0%)	25,880円(34.9%)	27,620円(34.8%)	29,710円(34.6%)	30,780円(34.4%)	31,640円(34.2%)	33,740円(34.0%)	統一	
		平等割(割合)	17,300円(15.0%)	19,280円(16.2%)	21,780円(17.3%)	24,750円(18.5%)	26,910円(19.6%)	28,720円(20.8%)	31,790円(21.7%)	統一	
		賦課限度額	54万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
2	保険料率 (後期)	所得割(割合)	2.89%(50.0%)	3.05%(49.0%)	2.97%(48.0%)	2.93%(47.0%)	2.91%(46.2%)	2.77%(45.2%)	3.01%(44.6%)	統一	府の公費による保険料賦課総額の引き下げ及び、賦課割合の段階的な変更による市独自の激変緩和措置に基づき、保険料率を算定し、令和6年度に府の統一基準に合わせる。
		均等割(割合)	8,570円(35.0%)	9,330円(34.9%)	9,370円(34.8%)	9,530円(34.6%)	9,640円(34.4%)	9,540円(34.2%)	10,580円(33.8%)	統一	
		平等割(割合)	5,870円(15.0%)	6,910円(16.1%)	7,350円(17.2%)	7,890円(18.4%)	8,340円(19.4%)	8,530円(20.6%)	9,990円(21.6%)	統一	
		賦課限度額	19万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
2 保険料率 (介護)	所得割(割合)	2.21%(50.0%)	2.11%(49.2%)	2.06%(48.4%)	2.20%(47.6%)	2.25%(46.7%)	2.34%(46.6%)	2.63%(46.0%)	統一	府の公費による保険料賦課総額の引き下げ及び、賦課割合の段階的な変更による市独自の激変緩和措置に基づき、保険料率を算定し、令和6年度に府の統一基準に合わせる。
	均等割(割合)	13,920円(50.0%)	12,800円(50.8%)	12,940円(51.6%)	14,310円(52.4%)	15,090円(53.3%)	16,180円(53.4%)	19,230円(54.0%)	統一	
	平等割(割合)	—	—	—	—	—	—	—	統一	
	賦課限度額	16万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
3 保険料の減免基準		据え置き	一部改定	一部改定	一部改定	一部改定	一部改定	一部改定	統一	毎年度、減免基準を改定し、令和6年度に府統一基準に合わせる。
4 仮算定の有無		無	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	府統一基準と同一のため、平成30年度から統一。
5 本算定の時期		6月1日	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	府統一基準と同一のため、平成30年度から統一。
6 納期数		10期	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	府統一基準と同一のため、平成30年度から統一。
7 一部負担金の減免基準		据え置き	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	府統一基準と同一のため、平成30年度から統一。

上記のとおり提出します。

令和 6年 1月 11日

大阪府知事 吉村 洋文 様

保険者名 門真市

代表者名 門真市長 宮本 一孝

印

